

別表第五号の十五 無線設備等保守規程の廃止届出書の様式（第 25 条の 31 第 2 項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線設備等保守規程廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

無線局免許手続規則第 25 条の 31 第 1 項の規程により、無線設備等保守規程を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者（注 1）

住 所	都道府県－市町村コード [
	〒 (-)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	印
法人番号	

2 無線設備等保守規程の廃止に係る事項（注 2）

① 無線局の種別及び局数	
② 無線局の免許番号	
③ 航空機名（登録記号）	
④ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ

電話番号	
電子メールアドレス	

注 1 1 の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住
所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。
ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府
県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載す
ること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、
その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自
筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公
共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて
設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当
該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付す
ること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することと
し、委任状の添付は要しない。
- (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、法人番号を記載すること。ただし、法人
番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。

2 2 の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第 2 条第 1 項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局を一括して届出
を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。
 - (2) ②の欄は、認定を受けていた無線設備等保守規程の認定の番号を記載すること。
 - (3) ③の欄は、認定を受けていた無線局の免許の番号を記載すること。
 - (4) ④の欄は、認定を受けていた無線局を設置する航空機の登録記号を記載すること。
 - (5) ⑤の欄は、無線設備等保守規程を廃止した年月日を記載すること。
 - (6) ⑥の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
 - (7) ①から⑥までの欄は、それぞれの欄の内容を無線局ごとに対応させて記載すること。
- 3 届出書の用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とし、該当欄に全部を記載することができない場
合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載するこ
と。